

浜田林業部トピックス(4月号)

TOPICS 1

鳥獣保護管理員を委嘱しました！

・西部農林水産振興センター所長から委嘱状を交付

4月16日(火)に浜田合同庁舎で、鳥獣保護管理員の委嘱式を行い、西部農林水産振興センター所長から委嘱状を交付しました。

令和6年度は、鳥獣保護管理員として江津、浜田地域の各担当エリア別に6名の方に務めていただきます。

・鳥獣保護管理員とは？

鳥獣保護管理員とは、担当の地域に精通し、さらにパトロール業務を行うにあたり必要な知識・技量を有し、かつ鳥獣の保護管理に対し熱意を持っている方に対して、西部農林水産振興センター所長が委嘱するものです。

1年を通して、鳥獣保護区等の管理や捕獲に関する指導・取締り、生息状況等調査、普及啓発など、鳥獣の保護管理を適切に遂行するための業務を地域住民との間に立ちながら行っていただきます。

・活動に関する会議の開催

委嘱式の後、会議を開催し、鳥獣保護管理員の服務規程や鳥根県の鳥獣の生息状況や被害の現状、課題、鳥根県としての対策方針について確認をしました。鳥獣保護管理員からの積極的な発言があり、情報交換をする良い機会となりました。

今後も鳥獣保護管理員の皆様と情報交換をしながら、迅速かつ正確に地域の状況を把握し、引き続き地域の鳥獣保護管理を進めていきます。



所長から委嘱状を交付



R6年度の鳥獣保護管理員のメンバー
(中央はセンター所長)